

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

告 示

ページ

- 北九州市乳幼児等医療費支給要綱等の一部を改正する告示【子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課】 1 4 4 5

公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 1 4 4 7
- 請負契約に係る一般競争入札の公告（3 件）【契約室契約課】 1 4 4 8

北九州市告示第 2 2 3 号

北九州市乳幼児等医療費支給要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 4 年 5 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市乳幼児等医療費支給要綱等の一部を改正する告示

(北九州市乳幼児等医療費支給要綱の一部改正)

第 1 条 北九州市乳幼児等医療費支給要綱(昭和 4 8 年北九州市告示第 1 0 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「令第 1 1 条において読み替えて準用する」を削り、「を超える」を「以上である」に改める。

付則に次の 1 項を加える。

(支給要件に係る所得金額の特例)

4 第 3 条第 2 項の規定の適用については、北九州市乳幼児等医療費支給要綱等の一部を改正する告示(平成 2 4 年北九州市告示第 2 2 3 号)の施行の日から平成 2 4 年 9 月 3 0 日までの間は、同項第 2 号中「令第 1 条」とあるのは、「児童手当法施行令の一部を改正する政令(平成 2 4 年政令第 1 1 3 号)による改正前の令(以下この項において「改正前の令」という。) 第 1 1 条において読み替えて準用する改正前の令第 1 条」とする。

(北九州市重度障害者医療費支給要綱の一部改正)

第 2 条 北九州市重度障害者医療費支給要綱(昭和 4 9 年北九州市告示第 2 3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 4 号中「を超える」を「以上である」に改める。

(北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱の一部改正)

第 3 条 北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱(昭和 5 8 年北九州市告示第 2 8 3 - 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号から第 7 号までの規定中「を超える」を「以上である」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 4 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定(北九州市乳幼児等医療費支給要綱第 3 条第 2 項第 2 号中「を超える」を「以上である」に改める部分を除く。)は、同年 5 月 3 0 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の北九州市乳幼児等医療費支給要綱(以下「新

乳幼児要綱」という。)、第2条の規定による改正後の北九州市重度障害者医療費支給要綱(以下「新障害者要綱」という。)及び第3条の規定による改正後の北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱(以下「新ひとり親要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の受給資格者の登録の申請又は更新について適用し、施行日前の受給資格者の登録の申請又は更新については、なお従前の例による。

3 平成24年5月31日において、北九州市乳幼児等医療費支給要綱第5条第3項の規定により登録台帳に登載されている者、北九州市重度障害者医療費支給要綱第2条第4号に規定する受給資格者であった者又は北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱第2条第4号に規定する受給資格者であった者で同年6月1日以後これらの者でなくなるものに対する医療費の支給については、北九州市乳幼児等医療費支給要綱第5条第3項、北九州市重度障害者医療費支給要綱第5条第3項又は北九州市ひとり親家庭等医療費支給要綱第5条第3項の規定によりそれぞれ交付を受けた医療証の有効期間が満了するまでの間は、新乳幼児要綱第3条、新障害者要綱第3条又は新ひとり親要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 平成24年5月31日において北九州市乳幼児等医療費支給要綱第2条第1号ウに該当する者で、第1条の規定による改正前の北九州市乳幼児等医療費支給要綱第3条に規定する支給要件を満たし、かつ、同日までに北九州市乳幼児等医療費支給要綱第8条第4項に規定する請求を行ったことがあるものに対する同年9月30日までに行われる医療に係る医療費の支給については、新乳幼児要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北九州市公告第 352 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成 24 年 5 月 30 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区鉄王一丁目 11 番 1 及び 11 番 48 から 11 番 71 ま で	北九州市八幡西区折尾三丁目 3 番 22 号 新日本ホームズ株式会社 代表取締役 舟木和博

北九州市公告第353号

一般競争入札により、筒井小学校プール改築工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年5月30日

北九州市長 北橋 健治

1 工事概要	工事名	筒井小学校プール改築工事
	工事場所	北九州市八幡西区筒井町3番1号
	工事内容	小学校プール改築工事
	工期	請負契約締結の日から平成25年3月10日まで
	予定価格	7,320万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当すること。）	登録	建設工事に資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	建築工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	建築工事業について特定建設業の許可（注3）を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注4）が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。
	実績	平成19年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した建築工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績（基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。）があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については本市が発注した予定価格1,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した建築工事の優良業者であるとき。 イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） Aランク業者については本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については本市が発注した予定価格1,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事で平成24年5月28日から同年6月19日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	本件建築工事に係る監理技術者（注5）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	（1） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 （2） 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所
期間		この公告の日から平成24年6月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成24年6月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	（1） 平成24年6月14日及び同月15日 午前9時から午後7時まで	
	（2） 平成24年6月18日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成24年6月19日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	（1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札	
	（2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	
	（3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	
	（4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	（1） 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。	
	（2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。	
	（3） この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。	

- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事に有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可をいう。
- 注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。
- 注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。

北九州市公告第354号

一般競争入札により、企救中学校耐震補強工事（第1期）の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年5月30日

北九州市長 北橋 健治

1 工事概要	工事名	企救中学校耐震補強工事（第1期）	
	工事場所	北九州市小倉南区南若園町1番1号	
	工事内容	中学校の耐震補強工事	
	工期	請負契約締結の日から平成24年10月31日まで	
	予定価格	5,111万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	
	総合評価方式	適用しない。	
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当すること。）	登録	建設工事に資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。	
	登録工種	建築工事（希望順位が第1順位であること。）	
	等級（注2）	B	
	許可	建築工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注3）を受けていること。	
	所在地	本店又は主たる営業所（注4）が北九州市内にあること。	
	実績	平成19年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した建築工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績（基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。）があること。	
手持工事等		（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した建築工事の優良業者であるとき。 イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格1,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事で平成24年5月28日から同年6月19日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。	
	技術者	本件建築工事に係る監理技術者（注5）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ）にある者に限る。）又は主任技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	（1） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 （2） 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。		
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課	
	期間	この公告の日から平成24年6月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		この公告の日から平成24年6月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間		（1） 平成24年6月14日及び同年6月15日 午前9時から午後7時まで （2） 平成24年6月18日 午前9時から午後4時30分まで	
	6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課 日時 平成24年6月19日 午前9時5分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。	
	入札保証金	免除する。	
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。	
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
	9 その他		（1） 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 （3） この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。

- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。
- 注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。
- 注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- 注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。

北九州市公告第355号

一般競争入札により、旧三宜楼建物補修工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年5月30日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	旧三宜楼建物補修工事
	工事場所	北九州市門司区清滝三丁目6番8号
	工事内容	旧三宜楼の建物補修工事を行うもの
	工期	請負契約締結の日から360日間
	予定価格	1億2,630万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価方式	適用する。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事に資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	建築工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	建築工事業について特定建設業の許可（注3）を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注4）が北九州市内にあること。
	実績	平成19年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した建築工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績（基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。）があること。
手持工事等		<p>(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した建築工事の優良業者であるとき。</p> <p>イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。</p> <p>ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。</p> <p>(2) 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事で平成24年5月28日から同年7月3日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。</p>
	技術者	本件建築工事に係る監理技術者（注5）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	<p>(1) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>(2) 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。</p>
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成24年7月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成24年6月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	(1) 平成24年6月14日及び同日15日 午前9時から午後7時まで	
	(2) 平成24年6月18日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成24年7月3日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	(1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札	
	(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	
	(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	
	(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。	
	(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。	

(3) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可をいう。

注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。